

秋田県告示第 1 7 7 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1（1） 調査の種類
地籍調査
- （2） 指定年月日
平成29年3月21日
- （3） 調査を行う者の名称
秋田市
- （4） 調査地域
秋田市大字河辺神内の一部
- （5） 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 2（1） 調査の種類
地籍調査
- （2） 指定年月日
平成29年3月21日
- （3） 調査を行う者の名称
横手市
- （4） 調査地域
横手市大字大森町の一部
- （5） 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3（1） 調査の種類
地籍調査
- （2） 指定年月日
平成29年3月21日
- （3） 調査を行う者の名称
潟上市
- （4） 調査地域
潟上市大字天王の一部
- （5） 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4（1） 調査の種類
地籍調査
- （2） 指定年月日
平成29年3月21日
- （3） 調査を行う者の名称
大館市
- （4） 調査地域
大館市大字花岡町の一部
- （5） 調査期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで